

令和4年2月19日

市野谷自治会員 各位

市野谷自治会
会長 櫻井 孝一

令和3年10月31日に市野谷自主防災組織設立準備委員会が発足しました。
今回、令和4年1月30日に第2回目の準備委員会が開催され、その中で、自主防災会規約（案）、防災計画（案）が事務局から提案され委員による意見交換が行われました。

その内容を回覧いたします。

今後、自主防災会の設立に向け、準備を進めて参ります。

その都度、内容を公開していきますので、よろしく願いいたします。

問い合わせ先

自主防災組織設立準備委員会

事務局 吉田光宏、小嶋正博

TEL : 04-7199-8247

メール : info@ichinoya-jichikai.com

第2回 市野谷自主防災組織設立準備委員会

日時 令和4年1月30日(日)午前9時30分から

場所 市野谷自治会館ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議 事
 - (1) 自主防災会規約(案)について
 - (2) 防災計画(案)について
 - (3) 今後のスケジュールについて
 - (4) その他
- 4 閉 会

市野谷自主防災会規約（案）

（名称）

第1条 この会は、市野谷自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所を、流山市おおたかの森西2丁目6番地の13に置く。

（目的）

第3条 本会は、安全で明るく住みよい環境の維持のために、住民の隣保協同の精神に基づき自主的な防災活動を行うことにより、災害（風水害、地震、火災等をいう。）による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災知識の普及・啓発に関すること。
- （2）災害の予防に関すること。
- （3）災害発生時における情報の伝達、初期消火、避難誘導、救出救護、給食給水等の応急対応に関すること。
- （4）防災訓練の実施に関すること。
- （5）防災資機材等の整備等に関すること。
- （6）他組織との連携に関すること。
- （7）その他、本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、市野谷自治会員をもって構成する。ただし、会長が認めた場合は、この限りではない。

（活動の対象）

第6条 本会は、市野谷自治会の区域を対象とする。

（役員）

第7条 本会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副 会 長 若干名
- （3）防災委員 若干名
- （4）班 長 必要名
- （5）監 査 役 2名

- 2 会長は、自治会長をもってあて、その他の役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員任期は、防災委員は5年、その他の委員は1年とする。ただし、再任することができるものとする。

なお、防災委員は、会長又は副会長が兼務することができるものとする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、事業を総括するとともに、災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を行う。
- 3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。
- 4 班長は、防災各班の長として、班の運営にあたる。
- 5 監査役は、本会の会計を監査する。

(会議)

第9条 本会に総会及び役員会を置く。

- 2 総会及び役員会は、会長が招集し、議長となる。
- 3 総会は、全会員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
役員会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事
 - (3) 活動計画に関する事
 - (4) 予算決算に関する事
 - (5) その他、総会が特に必要と認めた事
- 5 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会への議案の提出
 - (2) 総会の議決事項の実施
 - (3) その他、役員会が特に必要と認めた事

(防災計画)

第10条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 災害等の発生時における本会の組織編成及び任務分担に関する事
 - (2) 防災知識の普及啓発に関する事
 - (3) 防災訓練の実施に関する事
 - (4) 災害発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導、給食給水、災害時要援護者の安全確保、避難所の管理及び他組織との連携、

防災資機材等の整備及び管理に関すること
(5) その他必要な事項

(会費)

第11条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第12条 本会の活動に要する経費は、市野谷自治会会費その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附則 この規約は、令和4年 月 日から実施する。

市野谷自主防災会防災計画（案）

1 目的

この計画は、市野谷自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災会の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 避難行動要援護者支援者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の整備及び管理に関すること。

3 自主防災会の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため防災組織を編成する。【別紙1】

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発生後 72 時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 食料等を 3 日分確保することの重要性に関すること。
- ⑥ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- ② 座談会、講演会、研修会等の開催
- ③ パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は、次のとおりとする。

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④ 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- ① 流山市地域防災計画
- ② 座談会、講演会、研修会等の開催
- ③ 災害記録の編纂

6 防災訓練

大地震等の災害に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練などとする。

(2) 個別訓練の種類

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 救出・救護訓練
- ④ 避難訓練
- ⑤ 給食・給水訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

訓練は、総合訓練にあつては、年1回以上、個別訓練等にあつては随時実施する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次より行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、伝令等による。

8 避難

火災の延焼拡大等により地域住民の人命に危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導

流山市長の避難勧告・避難指示が出たとき、または自主防災会長が必要であると認めるときは、自主防災会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班は、自主防災会長の避難誘導の指示を受けたときは、避難計画書に基づき、住民を避難地に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所の管理・運営については、流山市役所の要請により協力するものとする。

(4) 避難計画

避難場所【別紙2】

9 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震発生時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月〇日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等消火資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火機材等を各家庭において配備する。

- ① 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭での整備

10 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班は、負傷者が医師の手当てを要するものであると認めるときは、

【別紙3】に明記する医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出を要すると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

11 給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班及び物資配分班は、市から配布された食料、地域内の家庭又は米穀類販売者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班及び物資配分班は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

12 避難行動要支援者対策

(1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため、災害時要援護者台帳やマップ等を作成し、行政、民生委員、民生児童委員、訪問看護員、ボランティア等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時に自力で避難することが困難で、特に支援が必要な方に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

1.3 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織やボランティア団体等と連携を図るものとする。

1.4 防災資機材等

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

- ① 備蓄資機材【別紙4】
- ② 備蓄場所 自治会館敷地内

(2) 定期点検

毎年〇月第〇〇曜日を全資機材の点検日とする。

1.5 その他

この計画は、必要に応じ、随時、見直しを行うものとする。

市野谷自主防災会組織(案)

役員	会長	
	副会長	
	防災委員	
	班長	
	監査役	

班名	(班長名) 担当者	平常時の活動	災害時の活動
総務班	()	<ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及 ・各訓練計画の樹立 ・防災会の会計事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・各班との連絡調整 ・地域全体の応急対応
情報班	()	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・伝達体制の確保及び防災訓練との連携確立 ・伝達用機材の準備と管理 ・情報収集・伝達訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、伝達 ・災害関係機関に対する災害状況の通報 ・避難所設置に伴う勧告等の伝達
消火班	()	<ul style="list-style-type: none"> ・火気使用設備器具等の点検 ・石油類の管理状況の点検 ・消火用機材の準備と管理 ・初期消火訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動 ・地震時における出火防止の呼びかけ
救出・救護班	()	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当の知識の普及 ・負傷者等の救出・応急手当て用機材の準備 ・応急手当等の訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・逃げ遅れ者の救出 ・負傷者の応急手当と救護活動
避難誘導班	()	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路・避難場所の周知と現状の把握、危険個所の排除 ・災害弱者の把握 ・避難誘導用機材の準備と管理 ・避難訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な避難場所の指示 ・災害弱者等の避難の手助け ・安全な避難路を利用した避難誘導
給食・給水班	()	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧・飲料水の備蓄と管理 ・炊き出し・給水訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧・飲料水の配給 ・炊き出し等の実施・配給
水防班 清掃班 衛生班	()	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の把握 ・市河川課の連絡先確認 ・市環境政策課の連絡先確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・土嚢の手配 ・流入した土砂の撤去 ・浸水した家屋の除菌

【別紙2】

避難場所等

1 風水害時に開設する避難所

レベル区分	避難場所
1 自主避難所	キッコーマンアリーナ、初石公民館
2 警戒レベル3	おおたかの森センター、文化会館(洪水時は閉鎖)
3 警戒レベル4	おおたかの森小・中、南部中、西初石小・中、小山小、十太夫福祉会館、生涯学習センター(流山エルズ)

2 指定避難所

対象住所	避難場所
おおたかの森西1丁目	西初石小・中、小山小、おおたかの森小・中・高、おおたかの森センター、コミュニティプラザ、十太夫福祉会館、
おおたかの森西2丁目	おおたかの森小・中、おおたかの森センター、キッコーマンアリーナ
おおたかの森南2丁目	おおたかの森小・中、おおたかの森センター、キッコーマンアリーナ
おおたかの森南3丁目	おおたかの森小・中、おおたかの森センター、キッコーマンアリーナ
市野谷	流山北小、南部中、文化会館
大字三輪野山	流山北小、南部中、図書・博物館、文化会館、おおたかの森センター
後平井	八木南小、おおたかの森小・中、おおたかの森センター、南部中、生涯学習センター(流山エルズ)

3 指定緊急避難場所

対象住所	避難場所
おおたかの森西1丁目	小山小グランド、おおたかの森小・中グランド、西初石中グランド、おおたかの森高グランド、西初石近隣公園(おおたかの森駅南口公園)
おおたかの森西2丁目	おおたかの森小・中グランド、西初石近隣公園(おおたかの森駅南口公園)
おおたかの森南2丁目	おおたかの森小・中グランド、西初石近隣公園(おおたかの森駅南口公園)
おおたかの森南3丁目	おおたかの森小・中グランド、西初石近隣公園(おおたかの森駅南口公園)
市野谷	流山北小グランド、南部中グランド、三輪野山近隣公園
大字三輪野山	流山北小グランド、おおたかの森小・中グランド、南部中グランド、三輪野山近隣公園
後平井	八木南小グランド、おおたかの森小・中グランド、南部中グランド、平和台2号公園

【別紙3】

防災関連機関等

1 防災関連機関

No	機関名	所在地	電話番号	付記
1	流山市役所	流山市平和台1-1-1	04-7158-1111	
2	流山市消防本部			
3	流山警察署			
4				
5				
6				
7				

2 医療機関

No	医療機関名	所在地	電話番号	付記
1				
2				
3				
4				
5				

3 避難場所

No	避難場所	所在地	電話番号	付記
1				
2				
3				
4				
5				

防災資機材等の備蓄品

区 分	品 名
①情報連絡用具	ハンドマイク、メガホン、腕章 等
②初期消火用具	消火器、水バケツ、ヘルメット 等
③救出・救護用具	スコップ、テント、救急セット、担架、毛布、AED 等
④避難用具	標旗、防水シート、懐中電灯、警笛 等
⑤給食・給水用具	ポリタンク、やかん、カセットコンロ、紙コップ類 等
⑥収納倉庫	資機材等収納倉庫(防災倉庫)

家庭での被災後生活のために準備しておきたい備蓄品

- 食料 ⇒ 缶詰、レトルト食品、カップ麺、栄養補助食品など。3日分を目安に確保しておく。
- 水 ⇒ 1人1日あたり3リットルを目安に3日分の備蓄を、ペットボトル、ポリタンクへの汲み水のほか、風呂おけへの貯水を習慣づける。
- カセットコンロなど ⇒ 予備ボンベも忘れずに。野外バーベキュー用品(木炭、固形燃料も合わせて備蓄する)も便利。
- 消化・救助用品 ⇒ 消火器、のこぎり、スコップ、バール、車のジャッキなど。
- その他 ⇒ ホイッスル、裁縫セット、ガムテープ、ビニールシート、地図、ビニールラップ、さらし、新聞紙、筆記用具、使い捨てカイロなど。

自主防災組織設立準備委員会 スケジュール

R4. 1. 30

作業内容	10月			11月			12月			1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月																		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下																
準備委員会設立			★10/31																																											
勉強会、研修、図上訓練			☆	-----																		☆																								
規約の作成			☆	-----																		☆																								
組織体系、資料作成			☆	-----																		☆																								
防災計画作成			☆	-----																		☆																								
事業計画、予算作成															☆	-----																		☆												
自治会総会への提起、承認																								☆																						
防災組織設立総会																								☆										自治会総会と兼ねる												
会議開催			★10/31				★12/18			★1/30	★2/27	★3/20																																		
備品類の購入																								☆	-----																					

第2回 市野谷自主防災組織設立準備委員会 議事録

1. 日時 令和4年1月30日(土) 午前9時30分～11時00分
2. 場所 市野谷自治会館ホール
3. 出席者

4. 議事

(1) 自主防災組織設立準備委員会の開催、資料の確認 …

(2) 委員長挨拶

(3) ① 自主防災規約(案)について説明 …

- ・ 質問特になし
- ・ 採決は次回

② 防災計画(案)について説明 …

- ・ 防水計画(案)に記載してある《物資配分班》が組織(案)にはない
- ・ 【別紙2】避難場所等について、指定避難所と指定緊急避難場所が理解にくい
- ・ 採決は次回

③ 今後のスケジュールについて説明 …

- ・ 質問特になし
- ・ 次回第3回の開催は2月27日(日)午前9時30分から 市野谷自治会館にて

令和4年1月30日
議事録作成者